

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 入札説明書 新旧対照表

頁	項目			旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
5	第2	6	(5)	基本協定の締結 事業仮契約の締結 事業契約に係る議決(本契約) 設計・建設期間 維持管理運営期間 事業終了 令和7年4月 令和7年6月 令和7年7月 令和7年7月～令和9年8月 令和9年9月～令和24年8月 令和24年8月末	基本協定の締結 事業仮契約の締結 事業契約に係る議決(本契約) 設計・建設期間 維持管理運営期間 事業終了 令和7年10月 令和7年11月 令和7年12月 令和7年12月～令和10年1月 令和10年2月～令和25年1月 令和25年1月末
7	第3	1	(3)	岩松 尚 長崎県県民生活環境部生活衛生課 課長	渡邊 渡 長崎県県民生活環境部生活衛生課 課長
8	第3	1	(8)	1,665,759千円 (消費税及び地方消費税を含む)	1,943,885千円 (消費税及び地方消費税を含む)
9	第3	2	(1)	入札公告(入札説明書等の交付) 入札説明書等に関する質問の受付締切 入札説明書等に関する質問への回答公表 入札説明書等に関する質問の受付締切(第2回) 入札説明書等に関する質問への回答公表(第2回) 事業者との個別対話の実施 対話における質問への回答公表 資格審査(参加表明書、資格確認書類)の受付締切 資格審査結果の通知 入札説明書等に関する質問の受付締切(第3回) 入札説明書等に関する質問への回答公表(第3回) 提案書類(提案書)の受付締切 ヒアリング 落札者の決定 基本協定の締結 特定事業仮契約の締結 事業契約に係る議会の議決(本契約の締結) 令和6年12月4日(水) 令和6年12月12日(木) 令和6年12月26日(木) 令和7年1月9日(木) 令和7年1月20日(月)・21日(火) 令和7年1月17日(金)・21日(火) 令和7年1月20日(月)・21日(火) 令和7年1月23日(木) 令和7年2月6日(木) 令和7年2月13日(木) 令和7年2月26日(水) 令和7年3月25日(火) 令和7年4月上旬 令和7年4月上旬～中旬 令和7年4月 令和7年6月 令和7年7月	入札公告(入札説明書等の交付) 入札説明書等に関する質問の受付締切 事業者との個別対話の実施 入札説明書等に関する質問への回答公表 対話における質問への回答公表 入札説明書等に関する質問の受付締切(第2回) 事業者との個別対話の実施(第2回) 入札説明書等に関する質問への回答公表(第2回) 対話における質問への回答公表(第2回) 資格審査(参加表明書、資格確認書類)の受付締切 資格審査結果の通知 提案書類(提案書)の受付締切 ヒアリング 落札者の決定 基本協定の締結 特定事業仮契約の締結 事業契約に係る議会の議決(本契約の締結) 令和7年7月17日(木) 令和7年7月31日(木) ～令和7年7月31日(木) 令和7年8月7日(木) 令和7年8月7日(木) 令和7年8月21日(木) ～令和7年8月21日(木) 令和7年8月28日(木) 令和7年8月28日(木) 令和7年9月9日(火) 令和7年9月12日(金) 令和7年9月16日(火) 令和7年10月1日(水) 令和7年10月上旬 令和7年10月 令和7年11月 令和7年12月
10	第3	2	(2)	(2) 入札説明書等に関する質問・意見の受付及び回答公表 入札説明書等に関する質問・意見の受付は、次の手順により行う。	(2) 入札説明書等に関する質問・意見の受付及び個別対話の実施 入札説明書等に関する質問・意見及び個別対話の受付は、次の手順により行う。
10	第3	2	(2) 1-2)	(追加)	1-2) 個別対話の実施 県と事業者との十分な意思疎通を図ることを目的として、個別対話を実施する。対話の参加を希望する事業者は、令和7年8月21日(木)までに、以下2)の送付先に電子メールにて連絡すること。(日時・場所は申込後に調整)
10	第3	2	(2) 2)	受付期間 入札公告日から令和6年12月12日(木)まで (第2回)令和7年1月9日(木)まで (第3回)令和7年2月13日(木)まで	受付期間 入札公告日から令和7年7月31日(木)まで (第2回)令和7年8月21日(木)まで
10	第3	2	(2) 3)	3) 入札説明書等に関する質問・意見への回答公表 (中略) 回答公表日:令和6年12月26日(木) (第2回)令和7年1月21日(火) (第3回)令和7年2月26日(水)	3) 入札説明書等に関する質問・意見及び対話における質問への回答公表 (中略) 回答公表日:令和7年8月7日(木) (第2回)令和7年8月28日(木)

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 入札説明書 新旧対照表

頁	項目				旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
11	第3	2	(4)	1)	(4) 資格審査(参加表明書、資格確認書類)の受付 (中略) 1) 提出日時及び提出場所 日時:令和7年1月23日(木)午後5時まで	(4) 資格審査(参加表明書、資格確認書類)の受付 (中略) 1) 提出日時及び提出場所 日時:令和7年9月9日(火)午後5時まで
11	第3	2	(5)		(5) 参加資格確認審査の結果通知 参加資格審査結果を令和7年2月6日(木)までに代表企業に書面で通知する。	(5) 参加資格確認審査の結果通知 参加資格審査結果を令和7年9月12日(金)までに代表企業に書面で通知する。
11	第3	2	(6)	1)	(6) 提案書類の受付 (中略) 1) 提出日時及び提出場所 日時:令和7年3月25日(火)午後5時まで	(6) 提案書類の受付 (中略) 1) 提出日時及び提出場所 日時:令和7年9月16日(火)午後5時まで
19	第3	5	(3)		(3) 事業契約の締結 県は、基本協定の締結後、「別添資料7:事業仮契約書(案)」に基づき、令和7年6月に仮契約を締結する。また、仮契約は県議会における議決を経て本契約としての効力を発生させる。県議会における議決は、令和7年7月を予定している。	(3) 事業契約の締結 県は、基本協定の締結後、「別添資料7:事業仮契約書(案)」に基づき、令和7年11月に仮契約を締結する。また、仮契約は県議会における議決を経て本契約としての効力を発生させる。県議会における議決は、令和7年12月を予定している。
22	第5	2			収容施設 490m² 程度	収容施設 440m² 程度
26	第9	1			県は、債務負担行為の設定に関して令和6年9月議会にて議決を得ており、事業契約に関する議案を令和7年6月議会に上程する予定である。	県は、債務負担行為の設定に関して令和7年6月議会にて議決を得ており、事業契約に関する議案を令和7年12月議会に上程する予定である。

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 要求水準書 新旧対照表

頁	項目			旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
3	第1	4		設計・建設期間 維持管理期間 契約締結日～ 令和9年8月末日 (予定) 令和9年9月1日～令和24年8月末日 (予定)	設計・建設期間 維持管理期間 契約締結日～ 令和10年1月末日 (予定) 令和10年2月1日～令和25年1月末日 (予定)
10	第2	1	(4)	収容施設 490㎡ 程度	収容施設 440㎡ 程度
15	第2	5	(1)	【収容施設】保護する動物の受け入れから健康確認、 隔離、飼養を行う。 収容頭数は犬 7.5頭 、猫2.5頭程度を想定する。 490㎡ 程度	【収容施設】保護する動物の受け入れから健康確認、 隔離、飼養を行う。 収容頭数は犬 6.0頭 、猫2.5頭程度を想定する。 440㎡ 程度
18 ・ 19	第2	6	(1) ア	・犬について、哺育室以外で飼養するものは、以下の基準を満たすこと。 i) 個体管理を想定した固定式の設備とすること。 ii) 全体の45% (3.3頭)程度については、犬1頭あたり3.65㎡の床面積を確保すること。 (中略) vii) 各機能における収容頭数は、現在、以下を想定しているが、将来的な状況の変化を考慮して、同じ衛生レベル(以下のAもしくはBの区域)内において他機能へ変更できる機能を有することが望ましい。 A: 感染症の有無を確認する汚染区域: 1.5頭 程度 (中略) B: 感染症がないことを確認した後に飼養する非汚染区域: 6.0頭 程度	・犬について、哺育室以外で飼養するものは、以下の基準を満たすこと。 i) 個体管理を想定した固定式の設備とすること。 ii) 全体の45% (2.7頭)程度については、犬1頭あたり3.65㎡の床面積を確保すること。 (中略) vii) 各機能における収容頭数は、現在、以下を想定しているが、将来的な状況の変化を考慮して、同じ衛生レベル(以下のAもしくはBの区域)内において他機能へ変更できる機能を有することが望ましい。 A: 感染症の有無を確認する汚染区域: 1.2頭 程度 (中略) B: 感染症がないことを確認した後に飼養する非汚染区域: 4.8頭 程度
27	第3	1	(2)	業務期間は、本施設の引渡し日から、 令和24年8月末 までとする。	業務期間は、本施設の引渡し日から、 令和25年1月末 までとする。

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 様式集 新旧対照表

様式	旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
2-4	様式2-4 共同企業体協定書 (中略) 第4条 当企業体は、 <u>令和6年 月 日</u> に成立し、本事業の事業期間終了後 か月を経過するまでの間は、解散することができない。	様式2-4 共同企業体協定書 (中略) 第4条 当企業体は、 <u>令和7年 月 日</u> に成立し、本事業の事業期間終了後 か月を経過するまでの間は、解散することができない。
2-13	様式2-13 入札辞退届 (中略) <u>令和6年 月 日付</u> で公告されました「長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業」について、都合により入札への参加を辞退します。	様式2-13 入札辞退届 (中略) <u>令和7年7月17日付</u> で公告されました「長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業」について、都合により入札への参加を辞退します。
4-2	様式4-2 要求水準に関する誓約書 (中略) <u>令和6年 月 日付</u> で公告された「長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業」の入札手続きに対する本提出書類の一式は、入札説明書等に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約いたします。	様式4-2 要求水準に関する誓約書 (中略) <u>令和7年7月17日付</u> で公告された「長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業」の入札手続きに対する本提出書類の一式は、入札説明書等に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約いたします。
7-6	令和9年度 … 令和24年度 <u>7ヶ月</u> <u>12ヶ月</u>	令和9年度 … 令和24年度 <u>2ヶ月</u> <u>10ヶ月</u>
7-7	R9年度 … R23年度 1 15	R9年度 … R23年度 <u>R24年度</u> 1 15 <u>16</u>

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 別添資料4 サービス購入料の算定、支払及び改定方法 新旧対照表

頁	項目				旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
3	第2	2	(2)	表5	支払対象期間 維持管理・運営期間 ・施設の引渡し後～ 令和24年8月 回数 全58回 令和 9年度:1回(令和9年9月 ～令和10年3月分を対象) 令和10年度から令和23年度:56回 令和24年度:1回(令和24年4月～ 令和24年8月分 を対象)	支払対象期間 維持管理・運営期間 ・施設の引渡し後～ 令和25年1月 回数 全58回 令和 9年度:1回(令和10年2月 ～令和10年3月分を対象) 令和10年度から令和23年度:56回 令和24年度:1回(令和24年4月～ 令和25年1月分 を対象)
4	第3	1	(2)	表6	建設工事業務に係る費用 「 建築 工事費デフレーター」(国土交通省)	建設工事業務に係る費用 「 建設 工事費デフレーター」(国土交通省)
5 ・ 6	第3	2	(2)		【改定の計算方法】 (中略) Ct: の改定対象年における 9月1日時点 で確認できるで確認できる直近1年間の指標の平均 ² (中略) 2 「確認できる...指標」とは、 9月1日時点 で確定値として公表されている直近の月から1年間遡る。 3 「前回改定時の指標」とは、上記 第n回目の改定における 9月 の指標(確定値)をいう。 (中略) Ct: 令和9年9月1日時点 で確認できる直近1年間の指標の平均(令和8年8月 ～令和9年 7月 の平均) Cx: 入札公告日の属する月の指標の確定値(令和6年12月 の指標の確定値)	【改定の計算方法】 (中略) Ct: の改定対象年における 2月1日時点 で確認できるで確認できる直近1年間の指標の平均 ² (中略) 2 「確認できる...指標」とは、 2月1日時点 で確定値として公表されている直近の月から1年間遡る。 3 「前回改定時の指標」とは、上記 第n回目の改定における 2月 の指標(確定値)をいう。 (中略) Ct: 令和10年2月1日時点 で確認できる直近1年間の指標の平均(令和9年1月 ～令和9年 12月 の平均) Cx: 入札公告日の属する月の指標の確定値(令和7年7月 の指標の確定値)

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 別添資料6 基本協定書(案) 新旧対照表

頁	項目			旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
1	第2条	(7)		「入札説明書等」とは、令和6年 月 日付で公表された、本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し、又は乙に提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表又は乙に開示されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。	「入札説明書等」とは、令和7年7月17日付で公表された、本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し、又は乙に提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表又は乙に開示されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。
4	第6条	4		甲及び事業者は、令和7年6月を目途として事業契約の仮契約を締結する。	甲及び事業者は、令和7年11月を目途として事業契約の仮契約を締結する。

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 別添資料6 基本協定書(案)(SPCを設立しない場合) 新旧対照表

頁	項目			旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
1	第2条	(6)		「入札説明書等」とは、令和6年 月 日付で公表された、本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し、又は乙に提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表又は乙に開示されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。	「入札説明書等」とは、令和7年7月17日付で公表された、本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し、又は乙に提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表又は乙に開示されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。
2	第5条	4		甲及び事業者は、令和7年6月を目途として事業契約の仮契約を締結する。	甲及び事業者は、令和7年11月を目途として事業契約の仮契約を締結する。

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 別添資料7 事業仮契約書(案) 新旧対照表

頁	項目			旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
	前文	3		事業期間:この契約の県議会議決日から令和24年8月31日まで	事業期間:この契約の県議会議決日から令和25年1月31日まで
27	別紙1	(22)		「入札説明書等」とは、令和6年12月4日付で公表された、本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して県が公表し、又は落札者グループに提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後基本協定書締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。	「入札説明書等」とは、令和7年7月17日付で公表された、本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して県が公表し、又は落札者グループに提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後基本協定書締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。
27	別紙1	(33)		「要求水準書」とは、令和6年12月4日付で公表された、本事業に係る要求水準書(いずれも別添資料、別紙関連資料、配布資料その他一切の附属書類を含み、その後本事業契約締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。	「要求水準書」とは、令和7年7月17日付で公表された、本事業に係る要求水準書(いずれも別添資料、別紙関連資料、配布資料その他一切の附属書類を含み、その後本事業契約締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。
28	別紙2			事業期間:本契約の効力発生日(長崎県議会による議決日)～令和24年8月31日 設計・建設期間:本契約の効力発生日～令和9年8月31日 引渡予定日:令和 年 月 日 維持管理・運営期間:引渡日の翌日～令和24年8月31日	事業期間:本契約の効力発生日(長崎県議会による議決日)～令和25年1月31日 設計・建設期間:本契約の効力発生日～令和10年1月31日 引渡予定日:令和 年 月 日 維持管理・運営期間:引渡日の翌日～令和25年1月31日
40	別紙13	第1		(基本的事項) 第1 事業者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1号に規定する個人情報をいう、以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。	(基本的事項) 第1 事業者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「法」という。))第2条第1号に規定する個人情報をいう、以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
40	別紙13	第4		(適正管理) 第4 事業者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びびき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	(適正管理) 第4 事業者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びび毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
41	別紙13	第9		(資料等の返還) 第9 事業者は、本契約による業務を行うため県から提供を受け、又は事業者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとす。ただし、県が別に指示したときはその指示に従うものとする。	(資料等の返還等) 第9 事業者は、本契約による業務を行うため県から提供を受け、又は事業者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに県に返還し、又は引き渡すともとす。に、消去しなければならない。ただし、県が別に指示したときはその指示に従うものとする。
41	別紙13	第11		(管理体制) 第11 事業者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。))第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)に該当する場合は、事業者は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、県に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。	(管理・実施体制) 第11 事業者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。))第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)に該当する場合は、事業者は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、県に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 別添資料7 事業仮契約書(案) 新旧対照表

頁	項目			旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
41	別紙13	第14		(調査) 第14 県は、事業者が本契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。	(検査) 第14 県は、事業者が本契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。
42	別紙13	第15		(事故報告) 第15 事業者は、個人情報の漏えい、滅失及び き損 等本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。	(事故報告) 第15 事業者は、個人情報の漏えい、滅失及び 毀損 等本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
42	別紙13	第17		(追加)	(契約解除及び損害賠償) 第17 県は、事業者がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
42	別紙13	第18		(個人情報の取扱いに関する罰則) 第17 法に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。 (略)	(個人情報の取扱いに関する罰則) 第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び事業者に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。
42	別紙13	第19		(特定個人情報の取扱いに関する罰則) 第18 特定個人情報の取扱いに関する番号法第9章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。 (略)	(特定個人情報の取扱いに関する罰則) 第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務(番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。)又は個人番号関係事務(番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。)に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び事業者に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業 別添資料7 事業仮契約書(案)(SPCを設立しない場合)新旧対照表

頁	項目			旧(令和7年1月21日時点)	新(令和7年7月17日時点)
	前文	3		事業期間:この契約の県議会議決日から令和24年8月31日まで	事業期間:この契約の県議会議決日から令和25年1月31日まで
27	別紙1	(24)		「入札説明書等」とは、令和6年12月4日付で公表された。本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して県が公表し、又は落札者グループに提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後基本協定書締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。	「入札説明書等」とは、令和7年7月17日付で公表された。本事業に係る入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して県が公表し、又は落札者グループに提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後基本協定書締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。
27	別紙1	(35)		「要求水準書」とは、令和6年12月4日付で公表された。本事業に係る要求水準書(いずれも別添資料、別紙関連資料、配布資料その他一切の附属書類を含み、その後本事業契約締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。	「要求水準書」とは、令和7年7月17日付で公表された。本事業に係る要求水準書(いずれも別添資料、別紙関連資料、配布資料その他一切の附属書類を含み、その後本事業契約締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。
28	別紙2			事業期間:本契約の効力発生日(長崎県議会による議決日)~令和24年8月31日 設計・建設期間:本契約の効力発生日~令和9年8月31日 引渡予定日:令和 年 月 日 維持管理・運営期間:引渡日の翌日~令和24年8月31日	事業期間:本契約の効力発生日(長崎県議会による議決日)~令和25年1月31日 設計・建設期間:本契約の効力発生日~令和10年1月31日 引渡予定日:令和 年 月 日 維持管理・運営期間:引渡日の翌日~令和25年1月31日
40	別紙13	第1		(基本的事項) 第1 事業者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1号に規定する個人情報)をいう、以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。	(基本的事項) 第1 事業者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「法」という。))第2条第1号に規定する個人情報(以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
40	別紙13	第4		(適正管理) 第4 事業者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びびき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	(適正管理) 第4 事業者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びび毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
41	別紙13	第9		(資料等の返還) 第9 事業者は、本契約による業務を行うため県から提供を受け、又は事業者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約の終了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとす。ただし、県が別に指示したときはその指示に従うものとする。	(資料等の返還等) 第9 事業者は、本契約による業務を行うため県から提供を受け、又は事業者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約の終了後直ちに県に返還し、又は引き渡す ものとす に、消去しなければならない。ただし、県が別に指示したときはその指示に従うものとする。
41	別紙13	第11		(管理体制) 第11 事業者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。))第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)に該当する場合は、事業者は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、県に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。	(管理・実施体制) 第11 事業者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。))第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)に該当する場合は、事業者は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、県に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

41	別紙13	第14		<p>(調査)</p> <p>第14 県は、事業者が本契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。</p>	<p>(検査)</p> <p>第14 県は、事業者が本契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。</p>
42	別紙13	第15		<p>(事故報告)</p> <p>第15 事業者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p>	<p>(事故報告)</p> <p>第15 事業者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p>
42	別紙13	第17		<p>(追加)</p>	<p>(契約解除及び損害賠償)</p> <p>第17 県は、事業者がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。</p>
42	別紙13	第18		<p>(個人情報の取扱いに関する罰則)</p> <p>第17 法に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。 (略)</p>	<p>(個人情報の取扱いに関する罰則)</p> <p>第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び事業者に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。</p>
42	別紙13	第19		<p>(特定個人情報の取扱いに関する罰則)</p> <p>第18 特定個人情報の取扱いに関する番号法第9章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。 (略)</p>	<p>(特定個人情報の取扱いに関する罰則)</p> <p>第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務(番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。)又は個人番号関係事務(番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。)に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び事業者に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。</p>